平成２５年（フ）第４５７号
大阪府高石市取石１丁目９番47―401号、営業所大阪府高石市取石１丁目８―16　高槻マンション202号
債務者　ＮＡＣ総合設備こと　青木　千春
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５８号
大阪府高石市取石１丁目９番47―401号
債務者　青木　典夫
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
三重県四日市市羽津町２番８号
債務者　山本　英明
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２２３２号
大阪市鶴見区横堤２丁目13番26号
債務者　鳥越　貞雄
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下元　高文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４７号
神戸市東灘区御影山手５丁目24番６号、前住所三重県名張市桔梗が丘２番町３街区15番地
債務者　大谷　真澄
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　　彰夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６号
宮崎市広島１丁目17番33号　Ｋ＆プロシードビル５階
債務者　有谷　　晋
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１２０号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番24―306号、前住所大阪府八尾市栄町１丁目１番３―406号
債務者　前中　邦介
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本裕己久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５７号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目２番地１遠藤宅１階101号室
債務者　田村　晴美
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第７７０号
仙台市宮城野区岩切２丁目６番３号、従前の住所仙台市若林区上飯田３丁目２番２―401号
債務者　新井　克佳
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目３番地の17、従前の住所埼玉県狭山市広瀬１丁目30番18号
債務者　坂和　　博
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
宮城県多賀城市伝上山２丁目32番１号　長南方
債務者　飯田美津子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
茨城県水戸市見和２丁目229番地の12　サンクレイドル水戸リアマーレ405号
債務者　内山千紗子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５３号
茨城県ひたちなか市大字高場707番地１ヴィラ大塚Ｃ棟202号
債務者　伊藤　洋子（旧姓荻沼）
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６１号
茨城県水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート12棟201号
債務者　馬場絵理香
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１８６号
茨城県水戸市元吉田町2652番地の９　デムスハイツ207号
債務者　岡野　信雄
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５１号
金沢市辰巳町ロ33番地４
債務者　酒本　信夫
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
金沢地方裁判所